

第5章 雜則（第40条～第44条）

第6章 罰則（第45条・第46条）

附 則

第5章 雑則

条例

(勧告)

第40条 市長は、特定開発事業者が第13条に規定する確認を受けないで特定開発事業に関する工事に着手したとき又は特定開発事業に関する工事が第18条第2項の規定による検査により第15条第1項の規定による確認の内容に適合していないと認めるときは、特定開発事業者に対し、当該特定開発事業の停止を勧告し、又は相当の期間を定めて違反を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

趣旨

本条例の目的を達成するため、事業の停止又は違反事項を是正するための措置を勧告することを規定している。

解釈・運用

本条の勧告は、勧告を行うことで特定開発事業者の速やかな是正を働きかけるものである。この勧告に従わない場合は、市長は、次条に基づく命令及び公表をすることができる。

本条に始まる第5章の雑則は、本条例の効力を確保するため違反の防止や違反への対応を規定している。

条例

(命令)

第41条 市長は、特定開発事業者が前条の規定に基づく勧告に従わないときは、特定開発事業者に対し、当該特定開発事業の停止を命じ、又は相当の期間を定めて違反を是正するために必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に意見陳述の機会を与えなければならない。

規則

(公表等)

第29条 条例第41条第2項の規定による公表は、当該特定開発事業を行う場所の見やすい場所への第23号様式に定める標識の設置及び茅ヶ崎市公告式条例（昭和25年茅ヶ崎市条例第48号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示により行うものとする。

2 市長は、条例第41条第3項の規定により意見陳述の機会を与えるときは、当該公表に係る者に対し、意見陳述を行うべき期日までに相当の期間において、書面により通知しなければならない。

趣旨

本条は、特定開発事業者が条例第40条に規定する勧告に従わないとき、行政処分としての命令を発し、その旨を公表することができることを定めている。

解釈・運用

違反行為を行った特定開発事業者に対し命令を発し、違反を是正させ、条例の実効性の確保を目指すものである。

公表は、規則第29条により行われ、近隣及び周辺住民に対して違反行為の事実の情報提供を行い、関係住民がこれに自主的に対応できるようにしている。この条例での公表はあくまで市民等への情報提供等を目的として行われるものであり、制裁的な意図を持って行われるものではない。

しかし、本条に基づく公表は、特定開発事業者等に対して不利益的取扱となる恐れもあることから、公表される者にその理由を通知し、かつ、弁明又は証拠を提出する機会を与えることとした。

条例

(報告徴収)

第42条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定開発事業者に対し、特定開発事業に関する事項について、必要な報告を求めることができる。

規則

(報告書)

第30条 条例第42条に規定する報告は、状況報告書(第24号様式)によるものとする。

趣旨

本条は、この条例の施行に関し、市長が特定開発事業者に特定開発事業に関する報告を求めることができることを定めている。

解釈・運用

特定開発事業の状況等を把握・確認する必要があるときに、特定開発事業者に対して過度の負担とならない範囲において、報告を求めることができることとする。

条例**(立入調査)**

第43条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定開発事業区域内に立ち入り、調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

規則**(立入調査員証)**

第31条 条例第43条第2項に規定する身分を示す証明書は、特定開発事業立入調査員証(第25号様式)とする。

趣旨

本条は、条例の実効性を確保するため、職員が特定開発事業区域内に立入調査することができることを定めている。

解釈・運用

適正な特定開発事業の実施への指導を行い、かつ、条例の実効性の確保をするため、条例違反の事実の確認、是正指導、是正状況の確認などを行うことを目的に、市長が命じた者が、特定開発事業者等の協力のもとに立入調査を行うことができる。

条例**(委任)**

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

規則**(趣旨)**

第1条 この規則は、茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例(平成16年茅ヶ崎市条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

趣旨

本条は、本条例の施行に関し必要な事項を規則に規定することを定めている。